

桃山学院大学『人間文化研究』投稿規程

1. (1) 本誌に投稿できる者は、原則として本学会の正会員、名誉会員、準会員とする。
(2) 編集委員会は本学会会長および編集担当理事によって構成する。
(3) 掲載の可否については、人間文化学会役員会の合議（役員会）で決定する。
(4) 準会員による投稿については、本学会の正会員または名誉会員の推薦を必要とし、さらに、編集委員会が選定し、役員会が承認した本学会正会員または名誉会員（合計2名）の審査員による学術的評価を得なければならない。準会員の論文については、学会誌への掲載は、論文審査結果を踏まえて、役員会の審議を経て、決定する。
(5) 本学会の会員以外の者の投稿は、本学会正会員または名誉会員の推薦を必要とし、さらに、編集委員会が選定し、役員会が承認した本学会正会員または名誉会員（合計2名）の審査員による学術的評価を得なければならない。会員以外の者の論文については、学会誌への掲載は、論文審査結果を踏まえて、役員会の審議を経て、決定する。
(6) 特別号発行の際、役員会の審議を経て、外部の研究者等に寄稿を依頼することができる。
2. 投稿は、論文、研究ノート、翻訳、資料、書誌、書評、その他とするが、編集委員会は種別を変更することがある。投稿原稿は未発表の原稿に限る。ただし、口頭発表を基に作成した原稿は投稿できる。
3. 原稿はワープロで作成する。原稿の分量は、論文および翻訳で20,000語（欧文の場合は、10,000語）、論文以外は12,000語（欧文6,000語）を限度とする。
4. 投稿には英文タイトルを別記し、論文の場合には500語程度の英文抄録を添付すること。論文以外の場合は、英文抄録を付するかどうかは投稿者の意向に委ねる。また、論文、研究ノートには、5語以内のキーワードを記載する。
5. 原稿は完成原稿を提出し、校正に際して大量の修正、追加は認められない。
6. 投稿者による校正は原則として再校までとし、定められた期日内に校正刷りを返却すること。
7. (1) 英文校閲（英文タイトルと英文抄録）は、掲載が決定した論文（正会員、名誉会員、準会員）については、桃山学院大学総合研究所に委託する。なお、校閲料は人間文化学会が支払う。
(2) 会員以外の者の論文は、投稿時には英文校閲を完了していなければならない。
なお、英文校閲者の氏名と所属を投稿申込書に明記すること。
(3) 特別号発行の際に投稿依頼した原稿については、英文校閲（英文タイトルと英文抄録）は桃山学院大学総合研究所に委託する。なお、校閲料は人間文化学会が支払う。
8. 準会員、および会員以外の投稿時の審査員には、一定の報酬を支払う（1件につき、5,000円）。
9. 特別号発行の際、外部の研究者等に寄稿依頼を行ったときには、謝礼を支払うことができる。謝礼の額は役員会で決定する。
10. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち、「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
11. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。
12. 本規程の改訂は、役員会の議を経て、総会の過半数でこれを行う。

附則 この規程は 2014 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は 2023 年 7 月 31 日より改訂施行する。
この規程は 2023 年 9 月 30 日より改訂施行する。
この規程は 2025 年 7 月 19 日より改訂施行する。